

住団連

Vol. 314

令和2年1月号

ホームページに全文掲載しています
<https://www.judanren.or.jp/>

豊かな住生活を
めざして

Contents

新年の挨拶

国土交通大臣 赤羽 一嘉

年頭所感

(一社) 住宅生産団体連合会

会長 阿部 俊則

[積水ハウス株式会社 代表取締役会長]

副会長 竹中 宣雄

[ミサワホーム株式会社 取締役会長]

副会長 市川 晃

[住友林業株式会社 代表取締役社長]

副会長 芳井 敬一

[大和ハウス工業株式会社 代表取締役社長]

副会長 池田 明

[三井ホーム株式会社 代表取締役社長]

第15回「家やまの絵本」コンクール
受賞者からお手紙をいただきました。

◆図書紹介

「住宅・不動産会社が知っておくべき
ハザードマップ活用 基礎知識」



新年の挨拶

国土交通大臣 赤羽 一嘉

令和となって初めての新年を迎え、謹んで新春の御挨拶を申し上げます。

昨年9月に第4次安倍第2次改造内閣が発足し、新たに国土交通大臣の任に当たることとなりました。本年も国土交通行政に対する皆様の変らぬ御理解と御協力を宜しくお願い申し上げます。



今年は、阪神・淡路大震災から25年目の節目の年です。阪神・淡路大震災は、我が国の防災対策の原点であるとともに、私の政治家としての原点でもあります。

私は、この阪神・淡路大震災で、自ら被災しました。被災現場を走り回り、制度の壁を打ち破り、生活再建や復旧・復興に全身全霊を傾けたことで、常に「現場主義」で取り組むことが私の政治家としての信条となりました。国土交通行政の直面する様々な課題に対し、引き続き「現場主義」に立脚し、全力で取り組んでいく所存です。

昨年12月、新たな経済対策として「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」が閣議決定されました。この経済対策には、

- ・相次ぐ自然災害からの復旧・復興の加速や、防災・減災、国土強靱化の取組の着実な推進と更なる強化など、災害からの復旧・復興と安全・安心の確保
- ・中小企業・小規模事業者の生産性向上のための環境整備など、経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援
- ・外国人観光客6,000万人時代を見据えた基盤整備、生産性向上を支えるインフラの整備など、未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上

に向けた施策が盛り込まれております。国土交通省としても、これらの施策が迅速かつ着実に実行されるよう、しっかりと取り組んでまいります。

今年は、いよいよ東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催を迎えます。東京をはじめ、我が国各地域の魅力を発信する絶好の機会です。国土交通省としても、ソフトターゲットへのテロ対策や海上警備を含むセキュリティ対策、首都地域の防災対策や濁水対応の強化、円滑な輸送の確保など、関係者と連携して大会の成功に万全を期してまいります。また、大会の開催を契機として、我が国における共生社会の実現に向け、本年が大きな前進の年となるよう、訪日外国人旅行者、障害者、高齢者の方々にとっても安全・安心なユニバー

サルデザインのみちづくりの推進や、「心のバリアフリー」の実現に向けた取組を一層強化してまいります。

本年は、とりわけ以下の4本の柱を中心として諸課題に取り組んでまいります。

- ① 防災・減災を社会の主流に!
- ② 観光による地方創生
- ③ 安全・安心な移動環境の整備
- ④ 持続可能な地域社会と経済成長の実現

①防災・減災を社会の主流に!

(台風第15号・17号・19号・21号をはじめとした災害からの復旧・復興)

昨年は、台風第15号・17号・19号・21号など、相次ぐ大規模な自然災害により、防災・減災の取組の重要性が再認識される年となりました。

台風第15号の発生後、私は大きな被害を受けた千葉県内の被災地に足を運びましたが、多くの住宅が屋根に被害を受けており、これらに対して支援して欲しいとの地元の強い要望をお聞きしました。こうした要望を踏まえ、政府として検討を行い、従来は災害救助法に基づく応急修理制度の対象とならなかった、半壊に準ずる一部損壊住宅についても対象を拡大しました。また、それでも対象とならない住宅については、住宅の耐震性の向上等に資する屋根の補修等を行う場合に、国土交通省としても「防災・安全交付金」で支援を行うことといたしました。

また、台風第19号の被害も踏まえ、一連の災害からの復旧・復興のため、政府は、昨年11月、「被災者の生活と生業(なりわい)の再建に向けた対策パッケージ」をとりまとめました。国土交通省としても、廃棄物・土砂の撤去、住宅の再建、観光需要喚起に向けた対策、公共土木施設等の応急復旧等、地域住民の交通手段の確保などの支援策を盛り込んだところです。

廃棄物・土砂の撤去については、被災自治体に堆積土砂排除に係る技術的助言を実施するとともに、土砂排除の経験を有する他の自治体からの応援職員について派遣を行っております。引き続き、堆積土砂の排除を行う自治体への支援を実施してまいります。

住宅の再建については、公営住宅やUR賃貸住宅、ホテル・旅館といった被災者の方々が利用可能な応急的な住まいを確保するとともに、空室提供等の情報を一元的に把握し、被災者の方々に情報提供しております。このほか、被災者の方々に対する(独)住宅金融支援機構による低利融資等を通じ、住宅の再建を支援してまいります。

観光需要喚起に向けた対策については、災害に起因するキャンセルが発生している被災地域における旅行・宿泊料金の割引等の支援を実施しております。

SNSやメディア等を通じた、被災地域における観光地の魅力や正確な被災地情報の発信等のプロモーションと合わせて、観光需要の回復を図ってまいります。

公共土木施設等の応急復旧等については、県管理河川や自治体管理道路の復旧工事を国が代行し、二次被害が懸念される土砂災害発生箇所において緊急的な砂防工事を行うなど、迅速な災害復旧事業を実施しました。また、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を延べ3万人・日以上派遣し、応急措置や技術的指導・助言を通じ、被災自治体による迅速な災害復旧事業の実施を支援してきたところです。

地域住民の交通手段の確保については、大きな被害を受けた地域鉄道のうち、長期に運休が生じている鉄道路線について、通学・通勤等の移動手段を確保するために行われる、代行バスによる代替輸送の運行経費に対し、新たに支援制度を設けました。引き続き、鉄道の早期復旧とともに、代替交通手段の確保を図ってまいります。

国土交通省としては、被災地のニーズをより一層きめ細やかに把握しながら、必要な制度の見直しを不断に行いつつ、被災者の方々の目線に立った一刻も早い復旧、生活と生業の再建に全力で取り組んでまいります。さらに、今回被害を受けた公共土木施設の復旧においては、原形復旧のみならず、再度災害を防止するため、施設の機能を強化する改良復旧の観点から取り組んでまいります。

(東日本大震災からの復興・創生)

東日本大震災からの復興の加速は、政府の最優先課題の一つです。引き続き、現場主義を徹底し、被災者の方々の気持ちに寄り添いながら、震災からの復興、そして福島復興・再生に取り組んでまいります。

復興道路・復興支援道路については、三陸沿岸道路の仙台～宮古間が、気仙沼市内を除き昨年6月に開通、東北中央道の相馬～福島間が、昨年12月に常磐自動車道と接続しました。また、その他の区間についても、復興・創生期間内の来年度末までに順次開通する見通しとなっており、引き続き着実に事業を進めてまいります。さらに、常磐自動車道については、復興・創生期間内での一部四車線化の完成を目指すとともに、常磐双葉ICの整備を推進してまいります。

鉄道関係では、JR常磐線の残る不通区間である浪江駅～富岡駅間について、今年度末までの開通を目指しています。JR東日本、関係省庁等と緊密に連携し、一日も早い全線開通に向けて取り組んでまいります。

港湾関係では、東日本地域のエネルギー供給を支える拠点として、小名浜港の国際物流ターミナル整備を、来年度の完成に向け推進してまいります。

住宅再建・復興まちづくりでは、災害公営住宅の整備、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業によ

る宅地の整備は概ね完了しており、引き続き、「住まいの復興工程表」に沿って来年度の事業の完了に向け支援してまいります。

観光関係では、風評被害を払拭するため、「東北6県の外国人宿泊者数を2020年150万人泊」とする目標の実現に向け、東北観光復興対策交付金による地域の取組への支援、海外市場向けに東北の魅力を発信する集中的なプロモーションを行っており、観光客数は順調に推移しています。一方、回復が思わしくない福島県においては、国内プロモーションの実施や教育旅行の回帰に向けた取組を支援してまいります。

(その他自然災害からの復旧・復興)

平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等で被災した地域についても、被災者の方々の気持ちに寄り添いながら、引き続き、生活再建の支援に向けて、必要な取組に注力してまいります。

熊本地震で大きな被害を受けた阿蘇大橋地区については、国道57号北側復旧ルート、国道325号阿蘇大橋の来年度の全線開通を目標に復旧を進めています。また、JR豊肥線や南阿蘇鉄道についても、全線の運転再開に向け、引き続き、復旧を支援してまいります。

さらに、益城町の土地区画整理事業をはじめ、被災宅地の復旧・耐震化、恒久的な住まいの確保等に向けた支援、観光需要の回復・増加などにも引き続き取り組んでまいります。

また、緊急的な対応として、総事業費7兆円の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に引き続き取り組むとともに、昨年台風被害で追加的に対応すべきことが明らかとなった課題を踏まえ、取組をさらに強力に進めてまいります。具体的には、市街地再開発事業等に併せた集合住宅や住宅団地における浸水防止対策、氾濫発生の危険性が高い河川における河道掘削・堤防強化等による洪水対策、高波等による護岸等の倒壊防止対策や面的防護対策、内水浸水対策強化のための雨水貯留施設等の整備、鉄道や道路の橋梁の損傷防止対策や法面・盛土の防災対策、無電柱化など災害時にも生活・交通機能を失わないためのインフラ整備、都市公園や道の駅などにおける避難場所としての機能向上、走錯事故の防止対策等を行ってまいります。その他、浸水想定図が未作成の河川における水害リスク情報の提供や防災情報アクセス集中対策、台風情報向上のための気象レーダー、アメダス等の観測体制強化等を行ってまいります。

(防災・減災、国土強靱化)

大臣就任直後から、これまで延べ21道県の被災地域に足を運んでまいりましたが、いずれの被災地も、近年の気候変動により災害が頻発化・激甚化し、それ

によりもたらされる被害規模が甚大化していることを痛感しております。こうした状況の中で、国民の皆様の命と暮らしを守るために、これまでの教訓や検証を踏まえた抜本的な防災・減災、国土強靱化対策が必要と感じております。また、ハード・ソフト両面の対策とともに、国民の皆様の防災意識の向上と、地域防災力の向上を具体的に実現していくことが必要です。

一連の災害の教訓として、河川の流域全体を見通した堤防強化や河道掘削の推進、リスクのより低い地域への居住や都市機能の誘導、真に住民避難につながるための情報伝達の改善など、多くの取組の必要性が明らかとなりました。こうした課題の解決のため、近年の災害や将来の気候変動の影響による降雨量の増加などを考慮した抜本的な治水計画について、昨年11月より「気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会」において検討を進めているところです。また、同様の観点から、土砂災害についても、警戒避難の実効性を向上させるための方策を検討すべく、昨年12月より、「土砂災害防止対策小委員会」における検討を進めています。国土交通省としては、国・県・市のみならず、企業・住民の方々などと連携した、ハードソフト一体となった流域全体で備える総合的な水災害対策を進め、防災・減災が主流となる安全・安心な社会づくりに全力を傾けてまいります。

加えて、大規模災害に備えた体制の強化も重要です。平成20年4月に創設された TEC-FORCE は、これまで東日本大震災や平成30年7月豪雨をはじめ、全国の106の災害に対して延べ11万人・日を超える隊員を派遣し、被災状況の早期把握や道路啓開など、全力で被災自治体の支援にあたってまいりました。今後も、人材や資機材の確保など、TEC-FORCE の体制・機能の拡充強化に努めてまいります。

気象庁では、昨年とりまとめられた「防災気象情報の伝え方の改善策と推進すべき取組」を踏まえ、昨年の一連の災害において、気象警報等を的確に発表するとともに、記者会見等を通じ早い段階から国民に対して警戒を呼びかけました。地方公共団体には「気象庁防災対応支援チーム (JETT)」を派遣し、災害の事前対策や二次災害防止に必要な気象情報の解説・助言など、現場の実情に応じた支援を行いました。また、平時から地方公共団体の防災担当者が避難勧告の判断等の防災対応を実践的に学習できる「気象防災ワークショップ」を一層展開するとともに、気象台職員が分担して担当市町村との連携を進める「あなたの町の予報官」業務など、地域防災力の向上に取り組んでまいります。今後も引き続き、浸水や洪水の危険度分布等の分かりやすい情報を提供するなど、地域に密着した取組を進めてまいります。

国土地理院では、平成30年7月豪雨に引き続き台

風第19号などの災害においても、水に浸かった範囲やその深さを示した浸水推定図を作成し、被災状況の迅速な把握に貢献してまいりました。今後も、被災状況をより迅速に把握するための体制・機能の強化に努めてまいります。

(インフラ老朽化対策の推進)

我が国では、高度経済成長期以降に整備したインフラの老朽化が進んでいることから、国民の安全・安心や社会経済活動の基盤となるインフラの維持管理・更新を計画的に進めていくことが重要です。このため、インフラの長寿命化を図るための計画的な維持管理・更新や、「予防保全」の取組と新技術の開発・導入等によるトータルコストの縮減・平準化を図ってまいります。

さらに、「インフラメンテナンス国民会議」の活動を通じて、新技術の開発・社会実装を後押しするなど、メンテナンス産業の育成・活性化を図るとともに、地方への展開を一層強化してまいります。あわせて、優れた取組や技術開発を「インフラメンテナンス大賞」において表彰し、広く共有してまいります。

②観光による地方創生

昨年9月から11月にかけて、我が国でラグビー・ワールドカップ大会が開催されました。世界中のラグビーファンが各地を訪問し、多くの地域住民との間に交流が生まれました。訪日外国人旅行者の拡大は、地域に新たな消費や雇用を生み、賑わいと活気をもたらすとともに、各地域がその活性化に向けて主体的に取り組む機運を生み出すものと実感しました。

昨年10月には、北海道倶知安町で初めての正式なG20関係閣僚会合として、G20観光大臣会合が開催されました。会合では、私が議長を務め、各国との意見交換を通じ、観光政策の大きな可能性と、文化・芸術・歴史・スポーツ、国民同士の相互交流の価値についても改めて認識いたしました。また、各国がいわゆるオーバーツーリズムの問題を抱えていることについて共有できたことも大きな意義がありました。

観光は我が国の成長戦略の柱、地方創生の切り札であります。昨年の訪日外国人旅行者数は7年連続で過去最高を記録し、3,000万人を突破しました。「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げた2020年訪日外国人旅行者数4,000万人、2030年6,000万人等の目標達成に向けて、地方誘客と消費拡大に向けた取組を一層推進し、観光先進国の実現に取り組んでまいります。

(地方創生に向けた観光施策)

まずは、受入環境を整備するため、我が国への玄関口となる空港での搭乗関連手続を顔認証で一元化する

「One ID」の導入をはじめとした最先端技術の活用によるストレスフリーで快適な旅行環境の実現や、旅行者一人一人の移動ニーズに対応して、複数の公共交通や観光地へのラストワンマイルをつなぐ新たな交通手段も含めて一括で検索・予約・決済を可能とする MaaS（マース。Mobility as a Service）の早期普及等の交通アクセス整備を進めます。また、主要観光地において、英語・中国語をはじめとする多言語対応の整備を進めるとともに、公共交通の乗換え支援や観光案内を支援する地図標識の設置を推進し、訪日外国人の「まちあるき」の満足度の向上に一層力を入れてまいります。

その上で、外国人が楽しめる滞在型コンテンツの磨き上げに取り組みます。特に、日本のパウダースノーが外国人から高い評価を得ていることから、国際競争力の高いスノーリゾートを全国10～15箇所程度形成できるよう、上質なスキー場の整備、多言語対応、長期滞在できる街中の環境整備を一体的に推進します。また、地域の眠れる観光資源を活用した夜間・早朝も楽しめる環境整備や、城泊・寺泊による歴史的資源の活用等を進め、外国人が長期滞在できるコンテンツ作りを進めます。

加えて、こうした受入環境整備やコンテンツ作りを現場で実行する質の高い「観光地域づくり法人（DMO）」を育成するため、専門人材の登用支援、職員の現地派遣、ベンチャーとのマッチング等を進め、地域の方が自ら主体となった観光地域づくりを強力にサポートします。

さらに、多様な宿泊ニーズに対応するため、旅館のインバウンド対応の促進やイベント民泊を含めた健全な民泊サービスの普及等、多様な宿泊手段の提供に努めるほか、宿泊施設における生産性向上に取り組んでまいります。

これらの施策について、国際観光旅客税の税収も活用しながら、政府一丸、官民一体となって取り組んでまいります。

（IR の整備）

昨年末シンガポールのIRを視察し、我が国へのIR導入に当たっては、これまでに無いスケールの施設を備えつつ有害影響排除対策に万全を期す必要性を感じたところです。今月には、カジノ管理委員会が設置され、IR区域を認定する際の審査基準などを盛り込んだ基本方針を決定することとなっております。引き続き、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現を目指し、所要の準備作業を丁寧に進めてまいります。

（首里城復元を含む沖縄の観光振興）

昨年、沖縄県の首里城が火災で焼失いたしました。私も沖縄を訪問し、被害の状況を視察いたしました。沖縄の皆様の誇りであり、歴史と文化の象徴である建物が焼失したことに、私も大きな衝撃と深い悲しみ

を感じたところです。国営公園事業である首里城の復元に向けて、沖縄県や地元の関係者、有識者の方々の意見を伺いながら、責任を持って取り組むとともに、観光振興や復元過程の公開など、地元のニーズに対応した施策を推進してまいります。

また、この訪問の際には、沖縄を上空から視察し、沖縄の観光について非常に大きな可能性を感じたところです。併せて、那覇港の国際クルーズ拠点整備事業の起工式に出席するとともに、那覇空港滑走路増設事業等を視察し、これらによる沖縄の観光客の受入拡大や利便性向上など、沖縄の観光分野のさらなる飛躍の可能性を強く認識したところです。観光担当大臣として、無限の可能性を持つ沖縄の観光振興により一層注力してまいります。

（各分野における観光施策）

アイヌ文化の復興等の拠点となる民族共生象徴空間（ウポポイ）が、本年4月24日に開業予定です。プログラムの充実等に取り組み、年間来場者数100万人を目指します。

景観・歴史まちづくりについては、景観計画や歴史的風致維持向上計画の策定を促進し、良好な景観を形成するとともに、地方公共団体が取り組む地域固有の歴史・文化・風土を活かしたまちづくりへの支援を引き続き進めてまいります。

道の駅については、2020年から2025年を「道の駅」第3ステージとし、「道の駅」が地方創生・観光を加速する拠点となることを目指し、インバウンド受入環境の更なる整備や広域的な防災拠点となる「道の駅」を選定するなどの取組を進めてまいります。

また、自転車活用推進計画に基づき、私を本部長とする自転車活用推進本部を中心に、政府一体となって、自転車通行空間の計画的な整備、シェアサイクルの普及促進、ナショナルサイクルルート等における魅力向上のための取組によるサイクルツーリズムの推進等、自転車の活用の推進に向けて取り組んでまいります。

図柄入りナンバープレートについては、平成30年10月より、全国41地域において地域の風景や観光資源などを図柄とした地方版の図柄入りナンバープレートの交付を開始しております。加えて、本年5月頃より、全国17地域において新たな地域名表示の図柄入りナンバープレートの交付を開始する予定であり、“走る広告塔”として地域の魅力を発信し、地域振興が図られるよう一層の取組を進めてまいります。

鉄道分野においては、日本の鉄道を利用してより快適に旅行を楽しんでいただくために、多言語による案内表示・案内放送の充実、駅・車内における無料Wi-Fiサービスの整備、トイレの洋式化、クレジットカード対応型券売機や交通系ICカードの利用環境整備、

大型荷物置き場の設置、観光列車やサイクルトレインの導入等の取組を進めてまいります。

港湾分野においては、増大するクルーズ需要やクルーズ船の大型化に対応するため、既存ストックを活用した受入環境整備、官民連携による国際クルーズ拠点の形成、クルーズ旅客等の満足度向上・消費拡大などハード・ソフト両面の取組を行ってまいります。

航空分野においては、首都圏空港について世界最高水準の発着容量年間約100万回を目指し、必要な取組を進めてまいります。具体的には、羽田空港については本年3月29日から新飛行経路の運用を開始し、未就航の国・地域を中心に発着枠の配分を行い、国際線を増便することとしております。新飛行経路の運用にあたっては、騒音・落下物対策や引き続きの丁寧な情報提供に取り組んでまいります。また、成田空港についても、関係者と連携し、地域のご理解をいただきながら、国による支援を行いつつ第三滑走路の整備等の機能強化に取り組んでまいります。さらに、地方空港のゲートウェイ機能強化として、那覇空港の増設滑走路を本年3月26日から供用開始するとともに、福岡空港の滑走路増設事業を進めてまいります。新千歳空港については、1時間当たりの発着回数を本年3月29日から50回に拡大します。加えて、航空交通量の増大に対応するため、国内管制空域の再編に向けた取組を引き続き実施します。

(バリアフリー化の推進)

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を迎える本年は、外国人旅行者の受入れ環境の整備を強力に進めることに加え、大会のレガシーである「真の共生社会」の実現に向け、ユニバーサルデザイン、バリアフリーの社会へ力強く前進するターニングポイントの1年としなければなりません。

公共交通機関や建築物等のバリアフリー化や地域における重点的・一体的なバリアフリー化を着実に進めるとともに、「心のバリアフリー」などソフト対策の強化に向けてバリアフリー法の改正法案を通常国会に提出したいと考えております。高齢者、障害者等の方々のご意見にも耳を傾けながら、更なるバリアフリーの社会づくりを進めてまいります。

特に、訪日外国人旅行者、高齢者、障害者の方々を含め、誰もが快適に移動できる社会の実現は極めて重要です。中でも、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も踏まえ、大量輸送を担う新幹線については、車椅子使用者をはじめあらゆる方にとって使いやすい交通手段となるよう、バリアフリー対策をもう一度抜本的に見直す必要があると考えております。このため、具体的なソフト対策、ハード対策を検討するため、昨年12月に新幹線を運行する鉄道事業者等

を集めた検討会を立ち上げました。新幹線の予約システム、車両・施設のあり方を含めて、いま一度、車椅子使用者をはじめ、すべての利用者にとって使いやすいものとなっているか否かを検討し、技術面のみならず、サービス面においても、世界最高水準の新幹線を目指してまいります。

③安全・安心な移動環境の整備

(少子高齢化に対応した交通事故対策)

近年、子供が犠牲になる事故や高齢運転者による交通事故など、痛ましい自動車事故が相次いでいます。昨年11月には、自動車事故の被害に遭われた方のご家族の皆様から自動車事故の撲滅に向けた思いを直接伺う機会がありました。ご家族の皆様からは、安全運転サポート車(サポカー)の技術の過信を防ぎ、ユーザーに機能の正確な情報提供を行うことの重要性や、公共交通の充実の必要性などのご要望をいただいたところです。国民の命と生活を守ることが私たち国土交通省の使命であり、着実に取組を進めていく必要があります。

国土交通省では、自動車事故の被害に遭われた方々の救済のため、計画的な療護施設の拡充や、「介護者なき後」に対応するための障害者支援施設等への補助などに取り組んでいるところです。今後、より効果的かつきめ細やかな救済事業のあり方を議論するため、様々な分野の有識者を交えた検討会を立ち上げる予定であり、被害者やそのご家族の皆様ニーズをくみ取りつつ、検討を進めてまいります。

また、被害者救済事業の原資となる、自動車安全特別会計から一般会計に繰り入れられた積立金については、令和2年度予算案で約40億円の繰戻しが措置されることとなり、3年連続で増額の繰戻しを実現しました。今後も、繰戻額の増額と取崩額の着実な縮減に取り組んでまいります。

さらに、「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」に基づき、世界に先がけて、新車の乗用車を対象に、衝突被害軽減ブレーキの装着を令和3年11月から段階的に義務づける法令を、本年1月に公布するとともに、経済産業省と連携して、安全運転サポート車(サポカー)の普及に向けた購入費の支援を行ってまいります。一方で、このような技術に対する過信を防ぐため、ユーザーに対し、先進安全技術はあくまでも安全運転の支援であり、機能には限界がある旨の情報提供を行うなど、ソフト面での対策も講じてまいります。

道路分野においても、交通事故から次世代を担う子供達のかけがえのない命を守るため、「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」に基づき、未就学児等を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保に取り組んでまいります。

また、昨年9月に策定した「高速道路における安全・

安心基本計画」に基づき、暫定2車線区間の計画的な優先整備区間の4車線化を推進するとともに、世界一安全な高速道路の実現を目指し事故多発地点への集中的な対策や逆走対策等に取り組んでまいります。

(輸送安全の確保)

運輸事業者の安全管理体制の構築のため、引き続き運輸安全マネジメント評価を通じ、輸送の安全の確保に取り組んでまいります。

踏切対策については、ソフト・ハード両面から地域の実情に応じた対策を実施するとともに、災害時の長時間遮断時に優先的に開放する踏切への指定等や踏切の立体交差化を推進してまいります。

鉄道分野では、鉄道事業者各社が行う「計画運休」の対応等について、台風第15号通過後の運転再開時に多くの利用者が駅に集中、殺到し、入場規制が行われる等の課題があったことから、昨年10月に「鉄道の計画運休の実施についてのとりまとめ」を更新し、路線の状況に応じて情報提供を工夫する必要がある旨、鉄道事業者等に周知したところです。大型の台風等に備えた安全確保のため、鉄道事業者等と連携し、計画運休の実施の際の適切な運用に取り組むとともに、訪日外国人旅客を含む利用者への情報提供の強化を図ってまいります。また、台風19号の影響により新幹線車両等に浸水被害が生じたことを踏まえ、新幹線車両基地等における浸水対策について関係者と連携して取り組んでまいります。さらに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、関係省庁と連携し、鉄道におけるテロ対策を進めてまいります。

自動車分野では、軽井沢スキーバス事故のような悲惨な事故が二度と発生しないよう、「事業用自動車総合安全プラン2020」をはじめとした施策を着実に推進してまいります。

海事分野では、マラッカ・シンガポール海峡における50年にわたる国際協力を通じた航行安全対策の他、ソマリア沖・アデン湾等における海賊問題、昨年6月の我が国関係船舶に対する攻撃事案発生なども踏まえ、船舶の航行安全の確保に関する取組を進めてまいります。

航空分野では、昨年、空港における保安検査にて刃物を見落とす事案が相次いだことを踏まえ、空港における保安体制の強化など、セキュリティ確保に万全を期してまいります。東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を目前に控え、ボディスキャナーなど先進的な保安検査機器を導入し、空港の保安検査の高度化を図ってまいります。

また、昨年、空港において無人航空機らしき物体の目撃情報により滑走路が閉鎖される事案が相次いで発生しました。こうした事態への対応のため、主要空

港への無人航空機検知システムの早期導入を図るとともに、無人航空機の規制見直しを含めた対策の抜本的強化を図ってまいります。

(公共交通の確保・充実)

人口減少・少子高齢化が進む中、高齢者の運転免許の返納も増えており、その受け皿となる地域の移動手段の確保は喫緊の課題です。

地域公共交通については、地域ごとのビジョンである「地域公共交通網形成計画」が昨年10月末までに537件策定される等、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組が各地で進められており、計画策定や地方鉄道、バス路線等の地域公共交通の確保維持について、予算や人材・ノウハウ面で積極的に支援してまいります。一方で、利便性の高い地域公共交通ネットワークの実現を促進するためには、事業者間の連携や協働が重要です。このため、このような事業者間の取組を円滑化するために必要な競争政策の見直しについて、各地域の実情を踏まえながら、公正取引委員会をはじめとした関係省庁と連携して、検討を進めてまいります。また、地方部を中心とした移動手段の確保や運転手不足等の諸課題に対する地域公共交通政策のあり方について、地域公共交通活性化再生法などの見直しを視野に、法的枠組みの強化を図るとともに、地域交通を含む中長期的な交通政策全体のあり方について、交通政策基本計画の見直しの検討を進めてまいります。

新たなモビリティサービスであるMaaSについては、IT技術により移動の利便性を大幅に向上できることから、地域の公共交通の維持・活性化や高齢者の移動手段の確保にも資する重要な手段と位置づけ、全国への普及やネットワーク化に向け、全国19地域で実証実験に取り組んでおります。今後、各地域の取組をしっかりとフォローし、地域特性に応じたMaaSについて早期の全国普及を図ってまいります。また、新たなモビリティの走行空間の確保や、バスタプロジェクト(集約公共交通ターミナル)の全国展開も含めた乗り換え拠点の整備についても重点的に進めてまいります。

自家用有償旅客運送については、タクシー事業者等が実施主体に協力する制度を創設するとともに、地域住民だけでなく来訪者も運送の対象とするなど、その実施の円滑化に向けて取り組んでまいります。

タクシーについても、本年2月に全国48地域で運賃改定を行い、人手不足の解消や労働環境の改善を図るとともに、訪日外国人旅行者、障害者、高齢者の方々へのバリアフリー化を含め、誰もが使いやすいタクシーとなるよう、取組を進めてまいります。

自動車の自動運転については、引き続き、車両の技術基準等の必要なルールの整備や、大型自動運転バ

ス等の自動運転技術の開発・普及促進、ラストマイル自動運転や道の駅等を拠点とした自動運転サービスの実証実験、ニュータウン等における自動運転サービスの検討等を進めます。また、昨年11月から道の駅「かみこあに」において社会実装を開始したことをはじめ、自動運転サービスの普及促進に向けた取組を推進してまいります。

（戦略的海上保安体制の構築等の推進）

尖閣諸島周辺海域では、ほぼ毎日、中国公船による活動が確認され、昨年には接続水域における確認延べ隻数が1000隻を超えるなど過去最多となっております。領海侵入も、月に3回程度発生しているほか、中国公船の大型化・武装化も確認されています。加えて、日本海大和堆周辺海域では、北朝鮮漁船等による違法操業が後を絶たず、昨年は水産庁取締船と北朝鮮籍とみられる漁船の接触事案も発生するなど、我が国周辺海域を取り巻く状況は益々厳しさを増しています。

このような状況に対し、本年も海上保安体制強化を着実に進め、領土・領海を堅守し、国民の皆様が安全・安心に暮らすことができる平和で豊かな海を守り抜いていく所存です。

また、法の支配に基づく海洋秩序を維持・強化するため、諸外国の海上保安機関との連携強化や能力向上支援を推進します。

④持続可能な地域社会と経済成長の実現

我が国では、これまで世界が経験したことのないような人口減少・超高齢化社会を迎えています。その中で、高齢者、障害者等あらゆる方々があらゆる場で活躍できる「一億総活躍社会」を実現し、全ての方々が輝く社会を目指すことが重要です。

（「国土の長期展望」のとりまとめ）

現行の「国土形成計画（全国計画）」は、平成27年の策定後4年が経過していますが、その間にも、人口減少・少子高齢化の急激な進行、自然災害の激甚化・頻発化等、国土を取り巻く状況は目まぐるしく変化しています。

これらの状況変化を踏まえ、中長期の視点に立った今後の国土づくりの方向性を考えるため、概ね2050年を見据えた課題整理と解決方策の提示を行う「国土の長期展望」の検討を引き続き進めてまいります。

（持続可能な地域社会の形成）

AI、IoT等の新技術をまちづくりに取り入れた「スマートシティ」については、昨年5月に先駆的な15のモデル事業を選定し、重点的に支援しているほか、8

月には、官民の知恵やノウハウを結集するため、関係府省と共同で企業、大学・研究機関、地方公共団体等を会員とする官民連携プラットフォームを設立しました。今後は、これらの取組を通じてモデル事業等を推進するとともに、都市インフラへのIoT技術等の実装を進めることで、成功モデルの全国展開を促進し、スマートシティを強力に推進してまいります。

生活サービス機能と居住を拠点に誘導し、公共交通で結ぶコンパクト・プラス・ネットワークについては、昨年7月末までに立地適正化計画の作成に取り組む市町村が477都市、作成・公表した市町村が272都市、立地適正化計画と地域公共交通網形成計画を併せて作成した市町村が172都市と着実に増加しております。今後、さらなる裾野の拡大を図るとともに、引き続き、省庁横断的な枠組を通じて支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の見える化を進め、市町村の取組を支援してまいります。また、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を検討してまいります。

この他、生産年齢人口の減少などに対応し、都市の魅力向上を図るため、まちなかを車中心から人中心の空間へ転換し、多様な人々の交流・滞在の場を提供する「居心地が良く歩きたくなるまちなか」づくりに向けて、官民一体となった魅力的な公共空間の創出に取り組んでまいります。加えて、道路における車中心から人中心へのニーズの変化を踏まえ、「賑わい創出に資する空間」を道路基準等へ新たに位置づけるとともに、道路ネットワークや地域の多様なニーズに応じて道路空間を再構築することにより、地域の活性化や交通安全の向上を図る「人中心の道路空間」の実現に向けた取組を進めてまいります。

さらに、グローバル化が進展する世界で競争力を保つため、都市再生緊急整備地域等において、引き続き、民間投資の喚起を通じた都市再生を推進し、都市の国際競争力強化に取り組んでまいります。

住宅分野では、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化に向けて、安心して購入することができる既存住宅の普及を進めるため、耐震性があり、構造上の不具合などが認められないなど、一定の要件を満たす既存住宅について流通を図るための「安心R住宅」制度の取組を進めてまいります。

空き家対策については、「空き家対策の推進に関する特別措置法」に基づき、個々の地方公共団体が行う指導・助言、行政代執行等の措置や、空き家の除却・利活用等に対する支援などに積極的に取り組んでいるところです。さらに、空き家等の流通・マッチングや再生を図るため、「全国版空き家・空き地バンク」の

活用を促進してまいります。今後とも、空き家の利活用・流通促進に官民総力戦で取り組んでまいります。

また、来年度税制改正大綱においては、「譲渡価額が500万円以下の低額な低未利用地を譲渡した場合の長期譲渡所得の100万円特別控除措置の創設」が盛り込まれました。本特例措置により、土地の有効活用を通じた投資の促進、地域活性化が図られるよう、新制度の円滑な運用に向けた調整を進めてまいります。

所有者不明土地等問題への対応は、防災・減災の観点からも重要です。このため、所有者不明土地等の解消や有効活用に向け、関係閣僚会議の基本方針等に基づき、法制審議会で検討が進められている民事基本法制の見直しと併せて、本年、土地の適正な利用・管理を確保するための土地基本法の改正を目指します。また、土地の境界を明確化する地籍調査の円滑化・迅速化等を図るための国土調査法等の改正について、来年度からの第7次国土調査事業十箇年計画の策定に向け、土地基本法の改正と一体的に行うことを目指します。このような制度的対応も踏まえて、引き続き関係省庁と連携しながら、新たな土地政策を展開してまいります。

高経年マンションの増加が急速に進む中、建物・設備の老朽化、管理組合の担い手不足、建替え等の合意形成の難しさ等の課題が生じることが見込まれることから、マンションの維持管理の適正化や再生の円滑化に向けた取組を強化し、マンション政策を強力に進めてまいります。また、賃貸住宅管理業については、近年、サブリース業者と家主の間で家賃保証を巡るトラブル等が多発していることから、サブリースを含む賃貸住宅管理業の適正化について、法制化の検討を進めてまいります。

若年・子育て世帯や高齢者世帯等が安心して暮らせる住生活を実現するため、地方公共団体や関係省庁と連携し、新たな住宅セーフティネット制度に基づき、民間の空き家・空き室を住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅として活用する取組や各地の居住支援活動に対する支援を行うとともに、住宅金融支援機構の住宅ローン金利の引下げを通じた若年・子育て世帯の住宅取得等の支援、サービス付き高齢者向け住宅の整備等を進めてまいります。

住宅・建築物の省エネ化の推進を目的として、住宅・建築物の省エネ対策の強化を盛り込んだ「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律」の一部が昨年11月に施行されたところです。制度の円滑な施行に向け、中小工務店をはじめとした建築事業者等に対する講習会等を実施しております。また、これまで省エネ性能の高い住宅・建築物の新築・改修に対する補助、税制、融資による支援等の施策を講じてまいりました。引き続き、関係省庁と連携し

つつ、これらの施策を推進し、住宅・建築物の省エネ化に取り組んでまいります。

その他、本格的な利用期を迎えた我が国の森林資源の利用先として期待が高まっている木造建築の普及のため、拡大余地のある非住宅や中高層の建築物において木造化の取組が進められるよう、これを担う設計者に対する支援等により、都市木造建築物の生産体制の整備に取り組んでまいります。

奄美群島、小笠原諸島、離島や半島地域、豪雪地帯など、生活条件が厳しい地域や北方領土隣接地域に対しては、引き続き生活環境の整備や地域産業の振興等に対する支援を行ってまいります。

(重点的・戦略的な社会資本整備)

社会資本整備については、厳しい財政制約の下、安全・安心の確保を前提に、生産性の向上や経済活性化に資する、ストック効果の高い事業を重点的・戦略的に進めることが必要です。

高速道路については、財政投融资を活用して、生産性向上のための新名神高速道路の六車線化、安全性・信頼性等の向上のための暫定二車線区間における四車線化等を行うこととしています。

また、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するための機能強化や重点支援・投資を行ってまいります。加えて、特車許可の審査の迅速化やデジタル化の推進による新たな制度の検討に取り組むとともに、ダブル連結トラックの普及促進、トラック隊列走行の実現を見据え、高速道路インフラの活用について検討してまいります。

これに加え、整備新幹線、リニア中央新幹線や、地域産業の生産性向上に直結するインフラ等について、地元の理解を得つつ、着実に整備が進められるよう、必要な取組を行ってまいります。

新幹線については、現在建設中の北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)・北陸新幹線(金沢・敦賀間)・九州新幹線(武雄温泉・長崎間)について、平成27年1月の政府・与党申合せにおける完成・開業目標時期の確実な実現に向け、着実に整備を進めるとともに、残る未着工区間の整備の目途を早期につける等、新幹線の全国ネットワークの構築に取り組んでまいります。

リニア中央新幹線の品川・名古屋間については、建設主体であるJR東海において、全長約286kmのうち、約半分の区間で工事契約が締結されており、2027年の開業を目指して工事が本格化しているところです。国土交通省としては、引き続きこの事業が着実に進められるよう、必要な調整や協力等を行ってまいります。

また、新大阪駅について、リニア中央新幹線、北

陸新幹線等との乗継利便性の観点から、結節機能強化や容量制約の解消を図り、全国の新幹線ネットワークのハブとしての役割を果たすため、引き続き機能強化に関する調査を実施し、この取組の具体化を図ります。

さらに、基本計画路線を含む幹線鉄道ネットワーク等のあり方に関する調査については、単線等による新幹線の効果的・効率的な整備手法等の具体的な調査に取り組んでまいります。

厳しい財政制約の下、経済成長を持続させるためには民間活力の活用が不可欠であり、多様な PPP/PFI を推進することが重要です。コンセッションについては、本年、北海道内7空港、横浜みなとみらい国際コンベンションセンター等において事業が開始される予定です。引き続き、空港、道路、下水道、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE 施設といった分野においてコンセッション等の導入を推進してまいります。併せて、産官学金の協議の場となる地域プラットフォームを通じた案件形成を推進するとともに、人口20万人未満の地方公共団体を重点的に支援してまいります。

(港湾法の改正等)

昨年、洋上風力発電の導入の促進等を内容とする「港湾法の一部を改正する法律」が成立しました。私も国土交通大臣として国会審議の場に立ちましたが、本法律により、我が国においても洋上風力発電の導入が大きく前進するものと期待しております。今後、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定等を進めるとともに、基地港湾制度の活用によりその導入拡大に取り組めます。

また、本法律では、我が国への国際基幹航路の寄港回数の維持・増加に向けた改正も行われました。今後、法律の内容に即しつつ、国土交通省として、港湾運営会社が行う船社等に対する営業活動等への適切な支援や、大水深コンテナターミナルの整備など、官民一体となった取組を加速してまいります。

加えて、国会審議の場では、港湾の国際競争力強化の観点から、LNG バンカリングの早期整備の必要性等についても、有意義な議論を行うことができました。今後の環境性能に優れた LNG 燃料船の更なる導入進展を見据え、来年度中の LNG バンカリング拠点の供用開始に向けて取り組んでまいります。

(インフラシステムの海外展開)

我が国企業のビジネス機会を拡大するには、旺盛な海外需要を取り込むことも重要です。我が国の強みとする「質の高いインフラシステム」の海外展開を図るため、「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画

2019」に基づき、トップセールスや、案件形成に向けた官民インフラ会議、二国間会議等の開催、新興国等への制度整備支援を通じたビジネス環境の改善等を戦略的に行ってまいります。また、インフラの開発・整備については、現地政府の影響力の強さや整備・運営段階の需要リスクなどから、民間企業のみでの参入が困難であることが少なくありません。そのため、8分野15の独立行政法人等の中立性や交渉力、専門的な技術やノウハウを活用するとともに、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構 (JOIN) による民間企業との共同出資や現地政府との調整等を通じたリスクの分担・軽減により、我が国企業が参入しやすい環境づくりを積極的に推進してまいります。併せて、日米インフラフォーラムの開催等を通じた海外企業とのマッチング支援により、官民一体となったインフラシステムの輸出拡大を図ってまいります。

また、昨年10月に、日 ASEAN スマートシティ・ネットワークハイレベル会合を開催し、各府省及び200以上の民間企業等で構成する「日 ASEAN スマートシティ・ネットワーク官民協議会」(JASCA) を設立しました。引き続き、政府一体となって官民連携した ASEAN でのスマートシティ実現に向けて協力を進めてまいります。

(現場を支える人材の確保・育成等に向けた働き方改革)

社会全体の生産性向上に加え、産業の中長期的な担い手の確保・育成に向けて働き方改革を進めることも重要です。

建設産業においては、適正な工期設定や週休2日、公共工事の施工時期の平準化の推進など、関係者一丸となった取組が不可欠です。昨年6月に成立した新・担い手3法を踏まえ、働き方改革や災害時の緊急対応強化、持続可能な事業環境の確保等に向け、実行性のある施策を講じてまいります。また、昨年4月より本運用が開始された「建設キャリアアップシステム」により、建設技能者の経験や技能を業界横断的に蓄積し、その処遇改善につなげてまいります。あわせて、建設技能者に必要とされる技能の習得を継続的に行う建設リカレント教育や多能工化の推進などの人材育成も進めてまいります。

自動車運送事業では、平成30年5月に策定された「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」に基づく取組をさらに加速させるとともに、物流機能を安定的・持続的に確保するため、荷主企業や利用者などの理解と協力を得つつ、関係省庁と連携しながら「ホワイト物流」推進運動を進めることにより、働きやすい労働環境の実現等への協力を呼びかけてまいります。また、平成30年12月に成立した改正貨物自動車運送事業法に基づき、トラックドライ

バーの働き方改革に向けた荷主への働きかけや、標準的な運賃の告示等も進めてまいります。

自動車整備業については、近年は自動車の高度化に対応した知識・技能を持った方の活躍が進んでいます。引き続き関係業界と連携し、効果的なPRに取り組むとともに、経営者に対し従業員の処遇改善を働きかけ、人材の確保に取り組んでまいります。

海運業では、内航海運の安定的輸送の確保に向け、船員の養成を図りつつ、働き方改革を通じて内航船員を魅力ある職業に変えていくとともに、内航海運の生産性向上や、荷主をはじめとする関係者の理解と協力を得るための施策に取り組んでまいります。

また、担い手の確保にあたっては、外国人材の受入れも極めて重要な課題です。昨年より特定技能外国人の受入れが開始され、国土交通省関係では建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊の5分野において、特定技能外国人の受入れを行うこととしております。引き続き、関係業界や関係省庁と連携し、必要なプロセスを経て、外国人材の受入れを進めてまいります。

(Society 5.0時代に向けた取組)

人口減少・超高齢化社会を迎える中で、国民の安全・安心や持続的な経済成長を確保するには、働き手の減少を上回る生産性の向上によって潜在的な成長力を高め、新たな需要を掘り起こすことが極めて重要です。そのため、新技術も積極的に活用し、スマートシティの推進等のほか、我が国産業の生産性向上や新市場の開拓に向けた取組を進める必要があります。

建設現場においては、測量・施工・検査等の建設生産プロセス全体を対象としてICTの導入を拡大するi-Constructionを進めます。これまで対象となる国土交通省発注工事の約6割でICTを活用した工事が実施される一方、地方公共団体や中小企業への普及促進が課題として残っており、積算基準の改定やトップランナーによる普及活動等、地方自治体や中小企業がさらにICTを導入しやすくなるような環境整備を推進するとともに、5Gを活用した無人化施工等の新技術の現場実装を推進します。

また、i-Constructionの取組により得られるデータや、地盤情報、民間建築物等の国土に関する情報、官民が保有する公共交通や物流・商流等の経済活動に関するデータ、気象等の自然現象に関するデータを連携させ、サイバー空間上に再現する「国土交通データプラットフォーム」を産官学が連携して構築し、施策の高度化やイノベーションの創出を目指します。

物流分野では、貨客混載等の旅客運送事業と貨物運送事業のかけもちへの支援を充実させ、拠点となる物流施設への資金支援を行ってまいります。また、物

流・商流データ基盤の構築等の新技術の積極的な活用を図ってまいります。さらに、アジアを中心としたサプライチェーンのシームレス化・高付加価値化を図るため、日ASEANコールドチェーン物流ガイドラインの普及・浸透、国際標準化等を通じて、我が国事業者の海外進出を支援してまいります。加えて、現下の物流を取り巻く現状を踏まえ、新たな「総合物流施策大綱」の策定に向けた検討も進めてまいります。

道路分野においては、ETC 2.0等のビッグデータを活用し、渋滞箇所の状況をきめ細かく把握・整理し、効果的なピンポイント渋滞対策を引き続き推進してまいります。

港湾分野においては、コンテナターミナルにおける、世界最高水準の生産性と良好な労働環境を創出するため、港湾情報や貿易手続情報のデータ連携を核とした「ヒトを支援するAIターミナル」の実現に向けた取組を進めてまいります。

航空分野においては、空港での地上支援業務(グランドハンドリング)や維持管理業務の省力化・効率化のため、自動走行技術の導入に向けた取組等を官民連携して実施してまいります。

無人航空機(ドローン)の活用については、2022年度を目途に有人地帯での目視外飛行による荷物配送などのサービスを可能にするため、その実現に向けた安全性を確保するための制度設計の基本方針を本年度中に策定します。

海事分野においては、実海域における遠隔操船実証の実施など、自動運航船の実用化に向けた取組の加速化をはじめ、造船・海運分野や海洋開発分野の国際競争力向上を図る「i-Shipping」や「j-Ocean」の取組を着実に進めるとともに、造船市場における公正な競争条件の環境整備を推進してまいります。また、環境対策についても、GHG排出削減目標の実現に向けた取組やSOx規制強化の円滑な実施を着実に進めてまいります。

鉄道分野では、将来的な人材不足に対応し、特に経営の厳しい地方鉄道におけるコスト削減等を図るため、踏切等を有する一般的な路線での自動運転や、準天頂衛星等を用いた制度の高い位置検知システムの導入、地上と列車の間の情報伝送に無線通信を利用した列車の制御を行うシステムの普及などを推進します。

自動車分野では、昨年5月に「道路運送車両法の一部を改正する法律」が成立し、自動車検査証がICカード化されるとともに、自動車検査証の記録等事務に係る委託制度が創設されたところです。引き続きこの制度の确实、円滑な開始に向け、準備を進めてまいります。また、自動運転車の安全確保を図るため、自動運行装置の安全基準の策定を行うほか、中型バス

を使用した自動運転の実証実験を来年度に行うことを目指し、車両開発を進めるなど、自動運転車の本格的な普及に向けた取組を進めてまいります。

気象分野では、産業界における気象データの利活用を促進し、新たな気象ビジネスを創出することにより幅広い分野における生産性の向上を目指します。このため、「気象ビジネス推進コンソーシアム」と連携し、人材育成の強化を図るとともに、産業界のニーズを踏まえた新たな気象データの提供、更なるオープンデータ化等に取り組んでまいります。さらに、技術革新に応じた制度の見直しも進めてまいります。

公共交通分野では、運行情報等のオープンデータ化の推進を図るため、官民の関係者で構成する検討会を継続的に開催するとともに、オープンデータを活用したスマートフォンアプリによる実証実験を官民連携して実施するなど、引き続き取組を推進してまいります。また、バス・トラックの生産性向上をはじめ、新たな交通サービスの創出に向け、官民連携でのETC 2.0データの活用を推進します。あわせて、AIによる画像解析の活用など、道路ネットワーク全体の情報収集を充実し、人や自転車等を含めた新たな調査体系や共通情報基盤を構築し、地域のモビリティサービスの強化に取り組んでまいります。

その他、自動運転、ICT 施工等の幅広い分野での新産業創出、生産性向上等に貢献するため、位置の基準である国家座標に基づき、いつでも、どこでも、誰でも高精度な測位や地図を活用できるよう、「電子基準点網」の拡充・耐災害性強化や3次元地図の品質確保・活用促進を実施します。また、海洋状況把握(MDA)の能力強化に向けた取組の一つとして、各関係府省等が保有する広域性・リアルタイム性の高い様々な海洋情報を集約し、民間事業者、行政機関等に共有・提供する「海洋状況表示システム」(海しる)について、各利活用分野のユーザーニーズを踏まえつつ、更なる掲載情報の充実、機能の拡充といった機能強化を進めてまいります。

(消費税率引き上げへの対応)

昨年10月に消費税率が10%に引き上げられました。住宅ローン減税や次世代住宅ポイント制度等の住宅取得支援策について、周知を徹底し、経済に影響を及ぼすことのないよう、取り組んでまいります。

さいごに

国土交通省は、本年も「現場主義」を徹底し、諸課題に全力で取り組んでいく所存です。国民の皆様の一層の御理解、御協力をお願いするとともに、本年が皆様方にとりまして希望に満ちた、大いなる発展の年になりますことを心から祈念いたします。

(一社) 住宅生産団体連合会 会長 阿部 俊則

(積水ハウス株式会社 代表取締役会長)

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

昨年10月、5年半ぶりに消費税率が引上げられました。前回の8%引上げ後に消費が低迷した教訓を踏まえ、今回は「住宅ローン減税の控除期間の延長」、「次世代住宅ポイント制度の創設」等が追加措置されましたが、前回ほどではないものの税率引上げ後の住宅



需要にはかなり大きな落込みが見られます。また、英国のEU離脱や米中貿易摩擦の再燃等による世界経済への影響も懸念され、国内景気をしっかりと下支えすることが喫緊の課題となっています。

こうした状況の中、令和2年度税制改正大綱では、期限切れを迎える租税特別措置に関する適用期限の延長が明記され、住宅の取得やリフォーム等に伴う消費税以外の税負担の増大が回避されることとなりました。また、増税対策の一環として今年度から実施されていた次世代住宅ポイント制度についても工事着手時期等に関する要件が緩和されるなど、引き続き住宅需要の下支え効果を発揮することが期待されます。

一方、昨年は大規模台風による強風や堤防の決壊により、多数の住宅で損壊や浸水が発生した他、送電設備の損傷により、一部の地域では長期停電に見舞われました。これまでZEHは主として地球温暖化阻止に向けた脱炭素社会実現の一方策として普及が図られてきましたが、昨年の台風による長期停電時には自律的な発電機能や蓄電機能を有するZEHが備える高いレジリエンス性が再認識されております。本年度の補正予算案では経済産業省所管のZEH+R等の整備予算が追加措置されると共に、年度を跨いで建設されるZEHも補助対象とする旨の運用改善が行われることとなりました。更に、来年度は今年度を上回るZEH補助予算が図られるなど、普及の加速が期待されております。

来年度においては消費税以外の税負担の増大は回避されましたが、国が目指すストック型社会を実現するためには、それにふさわしい住宅税制への抜本的な見直しが重要な課題です。当連合会では引き続き住宅税制に関する調査研究を続け、政府に対しそのあるべき姿を提言してまいりたいと考えています。

末筆となりましたが、皆様のご健勝、ご多幸を心より祈念いたします。

(一社)住宅生産団体連合会 副会長 竹中 宣雄

(ミサワホーム株式会社 取締役会長)

2020年を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一昨年に続き昨年も、度重なる台風や豪雨が各地に多くの被害をもたらしました。お亡くなりになられた方も多く、改めてご冥福をお祈りするとともに、被災された方々が一日も早く、普段の生活を取り戻されることを祈ってやみません。



当連合会では令和元年度の経済対策(補正予算)への要望事項として自然災害等に伴う長期停電リスクを回避可能でレジリエンス性の高いZEH住宅、とりわけ蓄電池システムなどを搭載したZEH+Rへの補助制度の充実を強く訴えて参りました。その結果、年末に経済産業省においてレジリエンス強化事業費補助金として補正予算が計上されました。また、ZEHについては防災・減災の観点以外にも、昨年6月に閣議決定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」に掲げられた目標(新築住宅等について2030年までに平均でZEHを実現等)達成のため、令和2年度に必要な予算の確保と補助申請の通年・随時受付化、建設工事が年度を跨ぐZEHの補助対象化などの運用改善も要望いたしました。これも環境省予算のZEHについては戸当たりの補助額が減額されたものの、国土交通省、経済産業省、環境省の3省連携事業としては昨年度を上回る予算が計上されたようです。また運用についても現在、繰り越し財源の次年度活用や申請受付期間の前倒し・延長を検討いただいています。今回はこれらの要望以外にも、消費増税後の住宅取得環境の維持として、期限切れを迎える住宅関係租税特別措置の適用期限の延長等も要望し、ほぼ満額回答をいただきました。これは当連合会会員や関係先の皆様のご尽力の賜物であり、感謝申し上げます。

当連合会では引き続き、自然災害に強く国民が安全に安心して暮らせる住まいづくり、まちづくりを目指して、国の支援を要望してまいります。

末筆となりましたが、皆様のご健勝とご発展を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

(一社)住宅生産団体連合会 副会長 市川 晃

(住友林業株式会社 代表取締役社長)

令和2年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

昨年は台風・豪雨による激甚災害をはじめとする大規模な自然災害が多発しました。被害に遭われた方々が一日も早く平常の生活に戻ることができますようお祈り申し上げます。

近年、気候変動の影響は地球規模で甚大化しており、各分野において脱炭素や省エネなどの対応とともに国土強靱化の対策が叫ばれています。省エネ性を備えた住宅の普及により、地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量の抑制を図るとともに、災害時にも自立的にエネルギーを供給できるレジリエンス性を備えた住宅の供給が望まれています。

長期化する米中摩擦をはじめ、世界経済は大きな下方リスクを抱えており、今後の日本経済への影響など、先行きには不透明さが残ります。

我が国経済は、企業業績の堅調な推移や雇用・所得環境等の改善により緩やかに景気回復基調にあります。昨年10月の消費税率引き上げによる影響は各種施策が奏功し、前回の引き上げ時ほどの落ち込みは見られませんでした。消費は力強さを欠いているとの見方もあり、国内での投資促進など内需を確実なものにしていくことが求められます。

一方で少子・高齢化や家族形態の多様化など住宅業界を取り巻く環境は変化しており、空き家の増加や地球環境問題への対応、大規模災害への備え等々、依然として多くの課題を抱えています。

また公共建築物の木造化や新国立競技場での木材利用など、国内では木材の需要拡大が推進されています。世界各国では木造の高層ビルの建設が次々と完成しており、各国にも学びながら、日本の住宅生産技術や省エネ技術等を国際的に展開することも求められています。

令和時代を迎え、国民一人ひとりが健康で豊かな住生活を送り、ライフステージに適した時期に住宅を容易に取得できるとともに、次世代へと継承していくことが求められます。良質な住宅ストックの確保として、維持修繕、リフォーム、建替えを適時適切に実施して長期耐用性と優れた省エネ性、良好な温熱環境を備えた住宅の普及を図っていく所存です。

引き続き多岐多重にわたる住宅税制の抜本的な改正、住宅消費税の恒久的な負担軽減も要望して参ります。

末筆になりましたが、皆様にとってより良き年となりますよう、心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



(一社)住宅生産団体連合会 副会長 芳井 敬一

(大和ハウス工業株式会社 代表取締役社長)

令和2年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

会員の皆様には、当団体の活動に対しまして日頃より格別のご厚情を賜り厚く御礼申し上げます。

去年は、九州地方の豪雨、台風15号、19号による風水害など、各地で多くの災害が発生しました。お亡くなりになりました方々には謹んで哀悼の意を表し、被害に遭われました方々には心よりお見舞い申し上げ、被災されました地域の1日も早い復旧、復興が進まれるようお祈り申し上げます。

日本経済は、昨年と同様、緩やかな回復が続くと期待されている一方で、米中の通商問題など世界経済の下方リスクが日本経済に影響を与えることも懸念されています。

昨年、消費税が10%に引き上げられ、住宅市場への影響が心配されましたが、政府による積極的な対策により、前回に比べ反動減は小幅なものとなったものの、10月以降、住宅市場は低調なまま推移しております。そのようななか、住団連としては増税後の需要の落ち込みを懸念し、住宅に関連する税制特例措置の延長を要望してまいりました。昨年末の税制改正では、それら税制特例措置の延長を決定していただき、関係各所の皆様方には心より感謝申し上げます。

また、今、わが国が直面している、人口減少、少子高齢化、地球環境問題などの社会問題の解決には、住宅・住環境の整備が大きなカギになると考えています。現在の住宅ストック状況を見ると、耐震性の低い住宅が約900万戸、バリアフリー性能、省エネ性をともに満たしていない住宅が約2200万戸あり、いまだ性能が不十分な住宅が数多く存在しています。これらを品質・性能の優良な新築住宅に建て替えを行うことと、リフォームによる既存住宅の性能向上を車の両輪としてうまく回すことで、効果的に良質なストックの形成を実現していけると考えます。

これからも、このような課題についてしっかりと向き合い、国民の豊かな住生活を実現していくため、会員の皆様とともに活動してまいりたいと考えておりますので、引き続きご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後となりましたが、会員皆様のご健勝とご多幸を心より祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

**(一社)住宅生産団体連合会 副会長 池田 明**

(三井ホーム株式会社 代表取締役社長)

令和2年の年頭にあたり、謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

去年は、日本各地で大きな自然災害が発生し、甚大な被害をもたらしました。被災された皆様には心よりお見舞い申し上げますと共に、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

国内経済では、5年半ぶりに消費税率が引き上げられました。幸いにも政府の増税対策により、前回増税時ほどの駆け込み・反動減は発生していませんが、受注は4月以降前年割れが続いており、住宅着工も8月以降「持家」で前年比マイナスが続くなど、予断を許さない状況にあります。12月公表の家計調査や景気動向指数も示すとおり、増税をきっかけとする生活全般での負担増が過度に意識され、住宅等の高額商品の購入を躊躇する動きが顕在化してきていることは懸念されることです。

このような状況のもと、昨年12月12日に与党の令和2年度税制改正大綱が公表されました。当連合会が要望してまいりました期限切れとなる各種特例措置の延長につきましては、全て要望通り実現する見通しとなりました。また予算関連では、「ZEH補助制度」の継続・運用改善、昨年創設された「次世代住宅ポイント制度」の適用条件への配慮など、多くの要望が実現する見込みです。ご尽力いただきました関係先の皆様には心より御礼申し上げます。今後は住宅事業者として、お客様に様々な経済対策の内容を正しくお伝えし、内需振興に寄与すべく住宅需要をしっかりと取り込んでいくことが、国内経済全体の活性化の為にも重要な責務であると考えております。

併せて、建築技能者不足への対応や、良質な既存戸建住宅を正當に価値評価する仕組みづくりなど、住宅業界が取り組むべき課題への対応を通じて、国民の豊かな住生活の実現に向け、今後とも住宅事業者としての役割と責任を果たしてまいります。

最後となりましたが、子年は繁栄の年と言われております。皆様にとって幸多き年となりますよう祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



◇第15回「家やまの絵本」コンクール受賞者からお手紙をいただきました。

この度、「住生活月間中央イベント実行委員会委員長賞」を受賞された新潟県五泉市の金子みのりさんより心温まるお手紙をいただきましたので、ご紹介いたします。

金子みのりさんは現在小学校6年生。小学校3年生から3年連続で「入選」され、今回の栄えある受賞となりました。(受賞作品は住団連ホームページ & 住宅・すまいWebよりご覧いただけます)

拝啓

登校する時、ふと山の方を見ると、白鳥の群れがVの字になって飛んでいます。真っ白な菅名岳に、真っ白な田んぼ。そして、真っ白な白鳥がとてもきれいです。新潟は、すっかり冬です。

火曜日、先生から「絵本コンクールから、たくさん本が届きました。」と本をもらいました。20冊もあって、みんなで『すごいね。』とびっくりしていました。1冊は校長先生、1冊は担任の先生、1冊は図書室に置くことになりました。それから、私が描いた「大好きなまち 大好きな家」に出てくる駐在さんにも届けました。これから、他にも出てくる人たちに届けます。みんなに見てもらえることがとてもうれしいです。たくさんありがとうございました。

小学3年生の時、「家やまの絵本コンクール」を初めて知って、毎年挑戦させていただいています。初めての入選は忘れられません。そして今年とうとう、「住生活月間中央イベント実行委員会 委員長賞」という、素晴らしい賞をいただくことができました。私は母にとびついて、大喜びしました。家族みんなが「よかったね。」と言ってくれました。11月の全校朝会で、校長先生から表彰してもらいました。絵本をみんなの前で発表もしました。

絵本を作ることで、私のまちはどんなところがいいかなと考えたり、発見したり、家族ですごくすることが幸せなんだなと分かったりしました。また、「こんなまちがいいな」とか、「こんな家に住んだらおもしろいかも！」と、夢がふくらんで尽きません。絵本コンク

ールの受賞作品集を読んでいると、色々な町や家の中にみんなの夢を感じることができて、すごいなあと感動します。絵の描き方や、色のつけ方も、みんな違って大発見です。

4月からは中学生になります。3つの小学校が1つになる中学です。新しい友達ができたり、色々なことに挑戦して頑張りたいです。

絵本コンクールも、またチャレンジさせてください。寒さはこれから本番です。どうぞみなさんもお元気で。

敬具



<委員会活動(11/16~12/15)>

[政策委員会]

◎政策委員会支援WG

12月2日

- ・社会資本整備審議会住宅地分科会勉強会(11/29開催)開催報告・資料の共有 ⇒事務局より報告ならびに資料の説明。
- ・「新築不要論への反論」について議論 ⇒提出いただいた「新築不要論への反論」に関する資料について各メンバーが発表し、意見交換を行った。

◎住宅政策勉強会

11月25日

講師：横浜国立大学副学長 中村 文彦 教授

テーマ：「まちづくりの未来を支える都市交通の論点」

⇒本誌先月号掲載の通り。

◎広報戦略検討PT

11月19日

- ・今後の活動計画について ⇒名称を広報委員会設立のための準備委員会(設立準備委員会)とする。互選にて座長の決定。来年度設立の委員会の目的、活動、そのために準備委員会で掘り下げるべき内容等を協議する。

12月12日

- ・広報委員会設立について ⇒委員会設立までのスケジュール確認とその後の活動内容、予算等

について、前回会議内容の深掘りを行った。

[専門委員会]

◎住宅性能向上委員会WG

11月22日

- ・住宅政策の動向について / 国土交通省住宅局住宅生産課 ⇒住宅性能表示制度の評価方法基準の改正について。長期制度普及を目的とした事業の状況について / 評価協会。建築物エネルギー消費性能基準等小委員会の審議結果等について報告、意見交換。
- ・SWG 1・SWG 2活動報告
⇒SWG 1：住宅性能関係制度の合理化要望回答について討議。10/11住宅性能関係制度の合理化要望提出について報告、環境室より回答。ZEHロードマップフォローアップ委員会とりまとめ案について討議・報告。
⇒SWG 2：省エネ計算の実践講習会。省エネ基準適合性評価に関するアンケート調査について報告。小冊子「快適・安心なすまいなるほど省エネ住宅」を案内。
- ・ベターリビング「あたたか住まいガイド」「住まいをチェック」の発行について ⇒発行の案内。

◎住宅性能向上委員会SWG 1

11月29日

- ・住宅性能関係制度の整備に関する要望書への回答 ⇒性能班の回答を共有。
- ・住宅トップランナー制度の運用に関する論点 ⇒環境室との意見交換課題検討・日程調整。
- ・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項 ⇒算出方法等に係る事項の共有。
- ・「外皮の内側にある空気層の熱物性値」に関する調査 ⇒調査協力依頼。
- ・建築物省エネ法の一部を改正する法律の施行について ⇒技術的助言の共有。

◎住宅性能向上委員会SWG 2

11月28日

- ・省エネ計算の実践講習会について ⇒12/2～の申込状況・フォロー依頼、司会者シナリオ検討。

12月11日

- ・省エネ基準適合性評価に関するアンケート調査について ⇒アンケート発送数・発送時期の検討。
- ・小冊子「快適・安心なすまいなるほど省エネ住宅」について ⇒追加注文状況の共有。

◎IoT等先進技術活用WG

12月3日

- ・JEITA、JEMAの委員会・WG議事報告 ⇒HEMS、スマートホーム関連委員会・WG内容報告。
- ・経済産業省新エネWG報告 ⇒小電力発電設備

の規制見直しについて。

- ・内閣府感震ブレーカー報告 ⇒内閣府への最終報告について。
- ・資源エネルギー庁、JPEA災害対応報告 ⇒水没したエネファームの変更申請認定について。
- ・JEITA様からの情報提供 ⇒スマートホームデータカタログの取り扱い説明。

◎住宅ストック委員会

12月12日

- ・「リフォーム多能工化推進策」の提言・工事項目案について
(リフォーム工事の特性に合わせた緩和要望)
⇒建設業法勉強会への対応結果報告と今後の検討テーマについて報告・討議。
⇒住生活基本計画の見直しに当たっての主な論点(ストックからの視点)について討議。

◎住宅ストック研究会

12月6日

- ・「リフォーム多能工化推進策」の提言・工事項目案について
(リフォーム工事の特性に合わせた緩和要望)
⇒12/12住宅ストック委員会報告内容について検討。
⇒今後の研究会検討テーマについて、各社・団体の事前アンケートの報告と討議。

◎消費者制度検討委員会

11月22日

- ・匠総合法律事務所 秋野弁護士のご講話 ⇒「民法改正で短期保証期間をどのように設定するか?」について解説・意見交換。
- ・石飛委員より、取り組み事例の報告 ⇒「パナソニックホームズ(株)のCSを基軸とした災害対応」について事例報告。
- ・信楽委員より、取り組み事例の報告 ⇒「ALIAトピックス～住宅部品の長期使用と安全点検～(ALIANEWS秋号)」について事例報告。
- ・国交省住宅局住宅生産課様からの情報提供 ⇒国交省にて作成中の民法改正に関するリーフレットの紹介と意見交換。

◎技能者問題委員会

12月13日

- ・住宅工事現場の働き方改革ガイドライン構成案について ⇒持ち寄った案を検討。年度末内容確定に向けて作業を継続する。
- ・建築大工の特定技能外国人の受入れに関する連絡会議 ⇒第3回連絡会議内容報告：建築大工に係る業務内容の定義決定等。
- ・第1回工期に関する基準の作成に関するWG ⇒傍聴結果報告：改正建設業法を受けた工期基準作成について議論開始。
- ・第3回建設資材物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会(国交省自動車局) ⇒懇談会内容報告：

ガイドラインの骨子案検討。先行優良活動の共有化による改善策の模索。

◎環境委員会

11月19日

- ・住宅に係わる環境配慮ガイドライン改定作業 ⇒意見交換。頂いた意見をベースにガイドライン案を加筆、修正する。
- ・SDGsに関する会員企業等の対応状況調査 ⇒来年3月頃アンケート実施。
- ・建設リサイクル法施行実施状況の評価・点検に関するアンケート依頼（国交省）について ⇒各団体から会員企業に依頼し12/20迄に回収。
- ・建築物石綿含有建材調査者講習機関の講師を対象とした研修の実施教材の作成等に関する委員委嘱依頼（厚労省）について ⇒（一財）住宅生産振興財団村井氏に委嘱決定。石綿ばく露防止対策検討WG報告。
- ・樹脂窓リサイクル検討委員会について ⇒第2回検討委員会報告。

◎工事CS・安全委員会

12月12日

- ・建設業労働災害防止規定の変更について ⇒フルハーン義務化、屋根上作業、メンタルヘルス対策について確認。
- ・低層住宅工事でのメンタルヘルス対策について ⇒メンタルヘルス対策に関するDVD視聴。
- ・手摺先行足場工法義務化等法制化に関する動き ⇒最新状況の説明。
- ・低層住宅労働災害発生状況調査の今後のあり方について ⇒例年通り、1月中旬にアンケート調査依頼開始予定。

◎建築規制合理化委員会WG

12月10日

- ・令和3年度（2020年度）建築規制合理化要望案について ⇒提出のあった10案について検討実施する。
- ・「建築基準法防火関係等告示の制定・改正」に関する意見 ⇒意見集約を行い、2件をパブリックコメントへ提出する。
- ・輸送制限緩和SWGについて ⇒関係省庁、団体との打合せを行う。（国土交通省、警察庁、経団連）

◎建設業法勉強会

12月2日

- ・技術者の有効活用に向けて ⇒住宅メーカーとしての監理技術者の有効な配置について検討開始する。
- ・工場の視察について ⇒12月12日にセキスイハイム工業、LIKIL筑波工場視察を21名で行った。

◆図書紹介

「住宅・不動産会社が知っておくべき ハザードマップ活用 基礎知識」

住宅・不動産の販売事業者・仲介事業者、賃貸住宅オーナー、管理会社を対象に、ハザードマップの見方やお客様への説明方法等をイラストや画像等を用いて分かりやすく解説。多種多様なハザードマップを災害種別に分類・整理し、入手方法、情報の読み取り方、実務の現場におけるハザードマップ活用のポイントや注意点などを解説。

■ 書籍概要

体裁：B5判、4色刷、68ページ

価格：定価900円（税別）

監修：東京大学大学院 工学系研究科社会基盤学専攻教授 池内 幸司
不動産鑑定士（株）ときそう代表取締役
吉野 荘平

発行：（株）不動産流通研究所





一般社団法人

住宅生産団体連合会

発行日：令和2年1月10日

発行人：小田 広昭

発行：(一社)住宅生産団体連合会

所在地：〒102-0085 東京都千代田区六番町3番地 六番町SKビル2階

TEL03-5275-7251(代)

ホームページ <https://www.judanren.or.jp/>

E-mail sumai@JUDANREN.or.jp

この機関誌に関するお問い合わせ先：広報部 原田